

監査報告書

令和6年5月14日

学校法人東京電機大学

理事会 御中

評議員会 御中

学校法人東京電機大学

監事 高 為 重

監事 別 府 明 雄

私達は、学校法人東京電機大学の監事として、私立学校法第37条第3項及び学校法人東京電機大学寄附行為第13条第1項の規定に基づき、同法人の令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）における業務、財産の状況、計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び付属明細書）及び理事の業務執行の状況について監査を行いました。

監査にあたり、理事会に出席するほか、理事から業務の報告を聴取し、重要な書類等を閲覧するとともに、監査法人と連携するなど必要と思われる監査手続きを実施しました。

監査の結果、学校法人の業務に関する決定及び執行並びに理事の業務執行は適切であり、計算書類は会計帳簿の記載と合致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示していると認めます。

また学校法人の業務、財産又は理事の業務執行に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

以上